

地 域 指 定	平成 6 年度
計 画 策 定	平成 10 年度
計 画 見 直 し 年 度	令和 8 年度

新地農業振興地域整備計画書

令和 8 年 7 月

福島県新地町

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7
第3 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	8
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第5 農業近代化施設の整備計画	13
1 農業近代化施設の整備の方向	13
2 農業近代化施設整備計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	15
3 農業を担うべき者のための支援の活動	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	16

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付図	21
別記	農用地利用計画	別 添
(1)	農用地区域	
(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

①地域の位置

本町は、福島県の太平洋側最北部に位置し、東西 7.2 km、南北 6.5 km の台形状で、総面積は 46.70 km² となっている。

②自然・地勢条件

本町は、海・里・山・田園と豊かな自然環境を有しており、自然を利用した農業・漁業が町の主産業である。

気候は、海洋性気候により年間の平均気温は約 13℃ で、夏は涼しく、冬は温かで降雪も少ないことから、四季を通じて穏やかな気候に恵まれている。

西部の阿武隈高地から続く丘陵の間には集落や農地が広がり、東部の太平洋岸には遠浅できれいな海が広がっている。

また、鹿狼山には“片倉沢の原生林”としても知られる人の手が入っていない自然のままの森林が残っている。

③社会的・経済的条件

交通面では、鉄道が J R 常磐線、道路は県道相馬亘理線、国道 6 号及び高速道路の常磐自動車道が本町を縦断している。また、町内に位置する重要港湾相馬港までは 5 分、県都福島市へは国道 115 号や東北中央自動車道で 70 分 (63 km)、仙台市には 60 分 (53 km)、仙台空港までは 40 分 (36 km) と、地理的な優位性がある。

④土地利用の現況及び地域の概況

本町の土地利用は、東日本大震災からの復旧・復興に伴い大きく増加していた住宅地、工場用地、そして農地の整備も落ち着き、高齢化や人口減少も相まって再び農地の減少が予想される。農業用施設用地や森林・原野は概ね一定の値で推移しており、現状で大きな増減の予定はない。

今後は、持続可能な農業経営の基盤を維持するため、農用地の減少を最小限におさえるとともに、優良農地の確保と効率的な土地利用の推進が今後の課題となる。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和 7 年)	1,543	36.2	5	0.1	1,723	40.5	-	-	-	-	986	23.2	4,257	100
目標 (令和 17 年)	1,541	36.2	3	0.1	1,727	40.6	-	-	-	-	986	23.2	4,257	100
増 減	▲2		▲2		4		-		-		0		0	

注) 資料：町資料

地域の概況については、旧村域を基にした3つの区分に整理する。

a. 福田地区（沢口、鉄炮町、大山田、中里、明地、作田、木崎、上真弓、下真弓）

福田地域は本町の北部を占め、西は五社壇、地蔵森の山地であり、東へ次第に傾斜を緩める地形となっている。丘陵地の間を三滝川が流れ、川沿いに平地が広がる。

山林部から平地に至る緩傾斜地では森林の中に畑が介在し、平地部のほとんどが田となっている。

地域の中心部は、一般県道金山新地停車場線沿いの勤労青少年ホーム周辺で、社寺などの重要な史跡もある。また、北には新地北工業団地が整備されている。

明地地区や中里地区には集落があり、津波により被災した埴浜集落は作田地区に新たな住宅地を形成した。

b. 新地地区（岡、杉目、新地町、中島、小川、雁小屋、大戸浜、今泉）

新地地域は本町の中央部を占め、西は鹿狼山を中心とする山地が占めており、森林となっている。山地から東側に連なる丘陵地は森林、畑として利用され、丘陵地の先端に集落が分布している。丘陵地の間には砂子田川、濁川が流れ、河川に挟まれた平坦部は田に利用されている。

また、スポーツ施設と一体となった総合公園が整備され、交流の場となっているほか、町中央部の一般国道6号と一般県道赤柴中島線が交差する町役場周辺では、図書館をはじめとする公共・公益施設が集積しており、町の中心地としての役割を果たしている。

現在では、津波により被災したJR常磐線新地駅の再整備とともに、新地駅周辺被災市街地復興事業が進められ、新たな町の中心部として生まれ変わった。

沿岸部にあった釣師集落と大戸浜集落の一部は、雁小屋地区や岡地区などに移転し、新たな住宅地を形成した。

c. 駒ヶ嶺地区（菅谷、高田、城内、上ノ町、新町、駒ヶ嶺町、渋民、藤崎、今神、深町、富倉、原相善）

駒ヶ嶺地域は本町の南部を占め、西は鹿狼山を中心とする山地が占めており、森林となっている。東へ次第に傾斜を緩める地形となっており、畑や田として利用され、丘陵地の間を流れる立田川沿いの平地は田として利用されている。

海岸沿いの相馬港は係留岸壁や野積場などが整備され、さらにLNG基地・天然ガス火力発電所が建設された。その背後の相馬中核工業団地には石炭火力発電所が立地している。

旧国道6号と町道菅谷今神線の交差部に集落が形成されており、地域の中心部となっている。JR常磐線駒ヶ嶺駅周辺では、民間の住宅地開発が進んでいる。

⑤地域人口及び産業の見通し

本町の総人口は、昭和55（1980）年以降では、平成7（1995）年10月の9,093人をピークとして減少傾向に転じ、令和2（2020）年には7,905人となっている。

年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成7（1995）年の5,557人をピークに減少傾向に転じている。また、この年を境に老年人口（65歳以上）と年少人口（0～14歳）が逆転し、以降老年人口（65歳以上）が増加傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある。令和7（2025）年10月時点では、生産年齢人口（15～64歳）比率は52.1%、老年人口（65歳以上）比率は36.5%、年少人口（0～14歳）比率は11.4%となっている。

町民のまちづくりに求めるニーズに応え、次世代を担う若者が移り住みたくなるまちづくりを進める必要がある。

本町の人口1万人当たりの小売店舗数は周辺都市と比較して少なく、町民の購買行動をみても日常生活に不可欠な日用品、食料品の購買について周辺市町に依存してい

る状況にある。総合計画の町民アンケート調査結果（配布数：計 1,100 人、回収率：20 歳以上 61.9%、16～19 歳 52.0%）では、83.7%が「買い物が不便」と感じていることが明らかになっており、生活利便施設の立地誘導に向けた取り組みを進めている。

本町の商業販売額は、平成 28 (2016) 年まで増加傾向にあったものの、令和 3 (2021) 年には減少に転じている。一方、製造品出荷額等及び農業産出額は増加傾向で推移しており、令和 5 (2023) 年では製造品出荷等が 160.4 億円、農業産出額は 15.7 億円となっている。また、水産業は現在、試験操業から拡大操業に移行しており、本格操業に向けた準備を進めている状況である。総合計画の町民アンケート調査結果によると、本町の産業振興（商工業、農林水産業）に関する取り組みについて重要性が高いと感じている町民が多い一方で、満足度は低い結果となっている。

イ 農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地のうち、a～c に該当する農用地について、農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域内の農地の面積は、令和 7 年現在 1,230.88ha であるが、今後、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等の取り組みを推進することにより、令和 17 年は 1,041.16ha を確保することを目標とする。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の土地については農用地区域には含めない。

（a）集落区域内（連接集合して存在する住宅、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

（b）自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが適さない農用地

（c）中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域として設定する。

（ウ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本町においては、開発可能な現況森林、原野等は見受けられないため、農用地区域として設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地については、本町の主要産業である農業の基盤であり、効率的、安定的な生産を実現することができるよう景観や生態系に配慮しながら、その整備を促進して優良農用地を確保する。また、遊休農地の再生利用を図り、担い手の育成と利用の集積などにより、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、農地としての活用を推進していく。

また、農用地は農産物の生産だけではなく、保水機能や良好な景観の形成等さまざまな役割を有していることから、多面的機能を十分に発揮できるよう努めるとともに、環境負荷低減に配慮した農業生産を推進する。

森林については、木材をはじめとする林産物の生産機能のほか、水源かん養、自然環境の保全、野生生物の生息地、保養、土砂流出防止等の町土保全機能などの公益的な機能を有している。また、地球温暖化が進む中で、光合成により二酸化炭素を吸収する重要な役割を果たしている。その重要性を十分認識し、森林の有する多面的な機能を総合的に発揮していくことができるよう、多様な主体の参画を得ながら森林の保全、整備を図る。

原野については、海岸部分や森林内の原野のうち、野生生物の生息に重要な役割を持っているものについては、生態系の維持等の観点から保全を図る。その他の原野については、地域の景観や自然環境に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
福田	353.82	314.67	▲39.15	0	0	0	—	—	—	0.56	0.26	▲0.30	354.38	314.93	▲39.45	—
新地	496.88	432.33	▲64.55	2.37	0	▲2.37	—	—	—	3.69	2.27	▲1.42	502.94	434.61	▲68.33	—
駒ヶ嶺	379.09	294.16	▲84.93	1.01	0	▲1.01	—	—	—	1.18	0.48	▲0.70	381.28	294.64	▲86.64	—
計	1,229.79	1,041.16	▲188.63	3.38	0	▲3.38				5.43	3.01	▲2.42	1,238.60	1,044.18	▲194.42	—

注) 資料：町資料

イ 用途区分の構想

1) 福田地域

本地域は、豊かな自然が残され、のどかなふるさとの雰囲気を有していることから、緑豊かな町土の保全・活用と住みよい地域を目指すこととし、定住対策として空き家・空き地の利活用をはじめ、福田小学校周辺の宅地化を推進する。

地蔵森や五社壇は、木材生産などの経済的な機能はもとより土砂流出防止や水源かん養など多面的な機能を有していることから、適切な保全を図る。

2) 新地地域

本地域は、田園風景や農家集落の落ち着いた風情を有しており、こうした安らぎのある田園的な環境を大切にしながら、町の中心地区としての機能を高めていく。

役場庁舎や図書館周辺とともに新地駅周辺地区を町民生活の利便性向上と町民全体の交流の中心として位置づけ、自然や景観との調和に配慮した計画的な住宅地づくりを推進する。また、空き家・空き地の利活用を推進し、新たな住宅地を整備する際は自然や景観に配慮して計画的に進める。

海、山が楽しめる本町の特徴を活かし、釣師浜海水浴場や海釣り公園、釣師防災緑地公園の活用を推進するとともに、防災緑地や防潮林の育成・保護を図る。鹿狼山については、森林の多面的な機能を活かしつつ、保養や自然体験など多目的な利用を図る。

新たな雇用機会の創出につなげていくことを目指し、新地駅周辺事業用地や防災集団移転元地への企業誘致を推進する。

3) 駒ヶ嶺地域

本地域は、常磐自動車道新地インターチェンジや高速道バスストップ、国道6号や国道113号、駒ヶ嶺駅と利便性が高い交通条件に恵まれていることから、海、山が楽しめる本町の特徴を活かし、地域間交流を促進する。

また、常磐自動車道及び東北中央自動車道（相馬～福島間）の開通による利便性向上を踏まえ、駒ヶ嶺工業用地や相馬港で操業している企業の関連会社、相馬中核工業団地で操業している企業の誘致を推進するとともに、相馬港の一層の利活用を促進し地域産業の活性化を図るため、コンテナ定期航路やクルーズ船の誘致を進める。

さらに、相馬地域開発記念緑地や新地町総合公園など自然環境にも恵まれていることから、自然や景観に配慮しながら駒ヶ嶺駅前周辺と新地町総合公園付近、東日本大震災後に立地した民間病院付近の住宅地整備を進めるとともに、計画的な空き家・空き地の利活用による定住の促進を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

土地利用計画図（付図1号）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農地は、1,540ha あるが、農用地区域内にある田 921ha、畑 619ha のほとんどが平坦地で一定の団地化をなしている。

(ア) 福田地区

地区内の水田は、ほぼ整備済みである。

畑については点在しており面的整備が難しい。

(イ) 新地地区

地区内の水田は、ほぼ整備済みである。

畑については、果樹団地及びまとまった畑については、ほぼ整備済みであるが、点在する畑については整備が難しい。

(ウ) 駒ヶ嶺地区

地区内の水田は、ほぼ整備済みである。

畑については、果樹団地及びまとまった畑については、ほぼ整備済みであるが、点在する畑については整備が難しい。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
団・(競) 水利施設 等保全高度化事業	実施計画策定 1 式	大戸浜	50	1	令和 6 年
団・(競) 水利施設 等保全高度化事業	排水機場整備・更新 1 箇所	大戸浜	50	2	令和 8 年～ 令和 9 年
団・(競) 水利施設 等保全高度化事業	機能保全計画策定 1 式	埴浜	102	3	令和 7 年
団・(競) 水利施設 等保全高度化事業	実施計画策定 1 式	埴浜	102	4	令和 9 年
団・(競) 水利施設 等保全高度化事業	排水機場整備・更新 1 箇所	埴浜	102	5	令和 11 年 ～ 令和 12 年
団・農業水路等長寿 命化・防災減災事業 のうち長寿命化対策	排水機場整備・更新 1 箇所	藤崎第 2	19	6	令和 5 年～ 令和 7 年
団・農業水路等長寿 命化・防災減災事業 のうち長寿命化対策	機能保全計画策定 1 式	大戸浜	50	7	令和 5 年

農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）

注）資料：新地町農業農村整備事業管理計画

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

多発する自然災害から農地を守るための施設整備を行うことにより、県土を保全し、農業の生産の維持や経営の安定に向けた災害に強い農村づくりを目指す。

また、農地の荒廃化は農地の持つ多面的機能を損なうだけでなく、病虫害の発生源や有害鳥獣の生息域拡大につながる。そのため、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、多面的機能支払事業の活用等により、遊休農地の発生防止・解消・有効利用を図るとともに、荒廃状況に応じて、林地化等農業以外の利用についても検討するなどして、地域農業の振興を通じて県土と自然環境の保全を図る。

さらに、担い手の減少や高齢化が進行していることから、農業者、土地改良区に加え、地域住民、NPO法人等の多様な主体の参加による農村協働力の形成を促進し、農地・農業水利施設等の適切な保安全管理を図るとともに、農業生産活動の維持・拡大を促進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要 (活動組織)	受益の範囲		対図 番号
		受益地区	受益面積 (ha)	
多面的支払交付金	杉目地域資源保全会	杉目	66.7	1
多面的支払交付金	真弓農水環境保全会	真弓	64.8	2
多面的支払交付金	菅谷地区活動組合	菅谷	67.4	3
多面的支払交付金	藤崎地区地域資源保全会	藤崎	56.9	4
多面的支払交付金	富倉地区地域資源保全会	富倉	27.0	5
多面的支払交付金	福田地区農地保全会	福田	87.1	6
多面的支払交付金	谷地小屋地区地域資源保全会	谷地小屋	61.7	7
多面的支払交付金	埴木崎環境保全会	埴木崎	111.9	8
多面的支払交付金	木崎水利組合地域資源保全会	木崎	23.7	9
多面的支払交付金	作田地域資源保全会	作田	30.0	10

農用地等保全整備計画図（付図3号）

注）資料：令和6年度 多面的機能支払交付金一覧表

3 農用地等の保全のための活動

(1) 遊休農地の発生防止

- ア 遊休農地の発生を防止するため、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化や生産基盤の整備を進める。
- イ 地域ぐるみによる適切な農地の保全管理等を促進するとともに、NPO法人等による農地有効活用の活動を支援する。

(2) 遊休農地の解消

- ア 担い手農家や農業法人などの多様な担い手による面的にまとまった形での遊休農地の有効利用を進める。
- イ 遊休農地が持続的に農地として有効活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入や飼料作物の作付け等、先導的な取り組みを支援する。また、農産物の加工販売等を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援する。

(3) 多面的機能発揮のための支援

多面的機能支払事業等を活用し、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して行う用排水路や農道などの農業用施設を長持ちさせるためのきめ細かい手入れや、農村の自然・景観などを守る地域共同活動を進める。

(4) 農業生産条件不利地域への支援

小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全活動を進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業構造については、昭和37年からの第一次農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、団体営土地改良事業による農地の集団化及びほ場の大区画化による高性能機械の導入によって、米作コストの低減を図り、生産性の向上、並びに銘柄品種の安定多収、品質向上等、生産体制の整備を推進してきた。

また、ニラ、イチゴ等、施設園芸を中心とした収益性の高い作物の導入と市場の開拓を図る一方、水稻から転換する大規模な麦、大豆、飼料作物の栽培を促進してきた。今後とも、活力ある農業を実現するため、大規模専業農家を地域の担い手となる認定農業者と位置づけ、これら認定農業者(中核的農家)を核とした話し合いを通じ、農用地の利用集積を促進する。

地域における優良な経営事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、他産業従事者と並ぶ生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円(主たる従事者1人+補助従事者1人)以上)、年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)の水準を実現、また、これらの農業経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる従事者1人当たり276万円以上、1個別経営体当たり354万円以上)、年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)を目標とする。

営農類型	経営規模		生産方式
水稻	水稻(移植・主食用米)	2,200 a	コシヒカリ 550a、天のつぶ 1,650a、 高密度播種育苗(※) ふくひびき 800a
	水稻(直播・飼料用米)	800 a	
水稻 (組織経営体 ・集落営農)	水稻(移植)	2,500 a	コシヒカリ 1,250a、天のつぶ 1,250a、 高密度播種育苗 ふくひびき 4,000a
	水稻(直播・飼料用米)	4,000 a	
	大豆	1,500 a	
	小麦	2,000 a	
野菜+水稻	ブロッコリー(秋冬)	700 a	露地 コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	ブロッコリー(春)	100 a	
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	ねぎ(夏秋)	60 a	転作 機械化体系、転作 コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	ねぎ(秋冬)	140 a	
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	にら(秋冬)	40 a	施設栽培(パイプハウス) コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	ミニトマト(施設)	35 a	施設栽培(パイプハウス) コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	春菊	35 a	
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	

営農類型	経営規模		生産方式
野菜＋水稻	タマネギ(秋植え) 水稻(移植)	650 a 1,800 a	機械化体系 コシヒカリ 900a、天のつぶ 900a、 高密度播種育苗
果樹	りんご ぶどう	205 a 20 a	ふじ 205a、おい化栽培、性フェロモン 剤利用 シャインマスカット 20a
花き＋水稻	トルコギキョウ ストック 水稻(移植) 水稻(作業受託)	35 a 35 a 200 a 600 a	8月出荷 3月出荷 コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
酪農	酪農 飼料作物(牧草)	60 頭 1,000 a	
肉用牛(肥育) ＋水稻	肉用牛(肥育) 水稻(移植) 水稻(作業受託)	120 頭 200 a 600 a	コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
肉用牛(繁殖) ＋水稻	肉用牛(繁殖) 飼料作物 水稻(移植) 水稻(作業受託)	45 頭 500 a 200 a 600 a	コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
野菜	きゅうり(夏秋) 春菊(秋冬)	25 a 5 a	雨よけ 施設栽培(パイプハウス)
野菜＋水稻	かんしょ 水稻(移植)	500 a 1,800 a	コシヒカリ 900a、天のつぶ 900a、 高密度播種育苗
花き	コギク(露地)	120 a	
牧草＋水稻	飼料作物(牧草) 水稻(移植・主食用米)	8,000 a 2,200 a	コシヒカリ 550a、天のつぶ 1,650a、 高密度播種育苗

注) 1 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

2 高密度播種育苗：密苗、密播のこと

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業を本町の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要であるため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の集積・集約化、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ集中的に講ずることにより、本町農業の健全な発展を図る。

このため、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

なお、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の確保が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のため、農業者による受託組織や集落営農組織、さらには農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手の育成を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- (1) 地域の実情に応じて、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用、農作業受委託等を進め、農用地の面的にまとまった形での集積・集約化による経営の規模拡大を促進する。
- (2) ほ場整備実施地区等における土地利用型農業の育成については、農地の流動化による規模拡大を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。
- (3) 土地生産性の高い農業経営の展開を図るため、地域の条件に応じて、果樹、野菜、花き、菌茸等の収益性の高い作物の導入及びその産地形成を支援する。
- (4) 畜産については、経営規模の拡大、協業化の推進、自給飼料生産の拡大、優良家畜の導入による高品質化、耕畜連携強化等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。
- (5) 農地中間管理機構との連携を図りつつほ場の大区画化を検討するとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農用地の集積・集約化を図り生産性の向上に努める。
- (6) 新規就農の受け皿の確保、農村社会の活性化、経営の円滑な継承及び経営管理能力の向上等を促進するため、認定農業者の中で、企業的経営管理の実施や就業条件の整備等、条件の整った経営体については、経営の法人化を推進する。
- (7) 生産組織については、構成員の経営の実態や意向に応じて、各個別経営体あるいは生産組織として経営の効率化を図り、法人化への誘導を進める。
- (8) 育成すべき農業経営と小規模な農業経営、女性農業者や生きがい農業を行う高齢農業者等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携協力していくことを通じて、豊かな地域社会の発展を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域は、森林面積率が33.3%であり、山林を活用した林産物の生産により、農業の複合経営を図る必要があることから、しいたけの生産販売に力を注いでいたが、東日本大震災の原発事故により原木しいたけの生産が事実上不可能となってしまったため、今後の状況を見ながら、新たな道を模索している。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業生産の拡大と近代化を図るため、生産関係・流通加工施設については、第二次農業構造改善事業、野菜指定産地出荷近代化事業、転作促進特別事業、畜産団地整備育成事業等の実施により導入を図った。今後は効率的利用を図り、経営複合化、省力化促進のため、共同利用組織の強化、農作業受委託組織の育成を進め、過剰投資防止のため、既存施設の有効利用と共同利用機械施設の整備を促進する。

また、農業団体の育成強化を図り、農作物の流通処理加工体制の確立を図る。

(1) 主食用米

新地町全地区において、作付けの多いコシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶを中心に安全・安心な米づくり及び売れる米づくりのため品質向上を目指していく。また、生産数量（面積）の目安及びJA等の集荷団体の販売計画をもとに、適切な作付面積を確保していく。

(2) 備蓄米

水稻の作付面積の維持のため、引き続きJA等と連携しながら需要に応じた生産を推進する。

(3) 非主食用米（新規需要米）

令和4年産の作付面積が大幅に増加した。これは令和3年産の主食用米の供給過多や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により米価が大幅に下落したためと考えられる。令和4年産の主食用米の価格は若干戻り、飼料用米の交付金については、複数年契約の単価が減額していることを考えると、主食用米に戻って作付けする可能性が考えられる。

新規需要米を作付している農業者には、引き続き新規需要米を作付してもらえるよう働きかけを行い、需要に応じた作付を行うよう推進していく。

単収の向上のため多収品種への誘導も行いつつ、生産コストの削減を図り、併せて、畜産農家との連携を図り、水田の効率的な活用と粗飼料確保のため、稲わらの飼料利用を推進し、耕畜連携の定着も図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、排水対策等のほ場改良を行いながら、産地交付金を活用し農業生産法人や集落営農による団地化及び水稻を含めたブロックローテーションに取り組み、高品質の生産を図り作付面積の拡大を図る。

飼料作物については、地域の需要と供給のバランスを図りながら関係機関と連携し作付面積を維持及び拡大を図る。

(5) そば

そばについては、地域の実需者との出荷契約に基づき、主に集落営農組織により適切な栽培管理を進め、高品質のそば生産に取り組んでいる。

令和4年産は、令和3年産と比べて播種した面積は変わっていないが、収穫出来た面積は多く、収穫量も増えている。排水対策や土壌改良が行われたためと考えられる。

今後も安定的に高品質なそばの収量が確保出来るよう、まだ一部のほ場では排水対策や土壌改良が必要なほ場があるので、引き続き改善に取り組んでいく。

(6) 高収益作物

地域振興作物である「ニラ」「ねぎ」「いちご」「ブロッコリー」を対象作物とし、JA等の関係機関と連携をし、作付面積の維持・拡大を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

地域内の林地は、阿武隈山系からなる山地を除いて、比較的傾斜も少なく林地としてのみでなく各種用途に利用が可能であったが、東日本大震災の原発事故により、専業としての成長が見通せない状況にある。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって農業短期大学校や農林事務所、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合などと連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状態等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

ウ 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農林事務所、JA等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、本町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、本町内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。

エ 啓発活動

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の令和2年度における農業就業人口は、360人になっているが、今後においては農業近代化施設整備、土地基盤整備事業の推進、また農地流動化、交換分合等による土地利用権の集積を図り、経営安定を目指す一方、農村工業導入事業等の促進による第2次、第3次産業への就業機会が増加することが考えられる。

今後は、農業経営の規模拡大と農用地の効率的かつ総合的な利用を推進するため、農地の流動化を一層推進させる。また、農用地等の権利取得の円滑化と中核的農家や地域農業集団の育成を図るため、就業意向調査、就業相談活動、企業等の推進に際しては、地域関係者との連絡調整を図り、地場産業への就業機会の確保対策等を実施する。

単位：人

単位：人

		従 業 地						合 計		
		町 内			町 外					
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
自営業	第 1 次産業	51	30	81	17	9	26	68	39	107
	第 2 次産業	40	13	53	40	16	56	80	29	109
	第 3 次産業	31	17	48	42	25	67	73	42	115
	計	122	60	182	99	50	149	221	110	331
恒常的勤務	第 1 次産業	35	23	58	1	0	1	36	23	59
	第 2 次産業	13	1	14	3	1	4	16	2	18
	第 3 次産業	11	5	16	6	2	8	17	7	24
	計	59	29	88	10	3	13	69	32	101
出稼ぎ	第 1 次産業	1	0	1	9	0	9	10	0	10
	第 2 次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 3 次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	9	0	9	10	0	10
日雇臨時雇	第 1 次産業	27	17	44	20	25	45	47	42	89
	第 2 次産業	4	1	5	5	2	7	9	3	12
	第 3 次産業	10	8	18	8	8	16	18	16	34
	計	41	26	67	33	35	68	74	61	135
総 計		223	115	338	151	88	239	374	203	577
上 記 割 合(%)		66.0	34.0	100.0	63.2	36.8	100.0	64.8	35.2	100.0

注) 資料：「新地農業振興地域整備計画の見直しに伴う農地所有者等意向調査結果」(令和6年3月)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の林業従事者は東日本大震災の原発事故により 0 人となった。原発事故からの復旧は完了しておらず、今後の見通しはたたない。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、日々新しくなっていく生活様式と相馬地域開発等に対応できる生活環境をつくるため、住民と集落、行政機関等が一体となり意識の高揚を図り、整備促進する。

ア 安全性

東日本大震災や令和元年台風19号、令和3年、4年福島県沖地震を教訓として、台風や大雨、地震など大規模な自然災害や事故、新たな感染症などに対応するソフト及びハードの対策を組み合わせた防災・減災対策を行うとともに、町民自身による自助及び地域などにおける共助により、命と暮らし最優先のまちづくり・人づくりを推進する。また、緊急時における人命の確保に向けて、消防や救急の体制充実及び連携を図る。

安心した暮らしに向けて、ながら見守りや交通安全運動、通学路の立ち番活動など、町民、事業者、行政などが一体となり、防犯対策や交通安全対策に取り組む。また、時代の変化に応じて、商品購入や電子決済に関する詐欺など消費者被害の未然防止と相談体制の充実を図る。

イ 保健性

誰もが健康でいられるよう、定期健診や生活習慣病対策などによる疾病の予防、早期発見・治療の充実とともに、妊娠・出産や乳幼児の時期には母と子の健康づくりを推進する。また、健康づくりに関するイベントや地場産品による食育など、楽しみながら取り組む健康づくりを推進する。

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を中心とした初期診療などの一次医療圏、入院医療及び専門外来医療を提供する二次医療圏、より専門的、広域的な医療サービスを提供する三次医療圏と、多様化・高度化するニーズに応じた効率的な医療サービスを適切に受けられるよう県や医療機関との連携に取り組む。また、救急搬送や休日夜間急患センターなど、救急医療体制の充実を図る。

高齢者がフレイル状態さらには要介護状態にならないための取り組みの充実を図るとともに、サークル活動やボランティア活動、シルバー人材センターなどを活用して社会参加を促進し、高齢者が元気でいられる環境づくりを支援する。また、介護保険サービスの利用や高齢者福祉の充実により、安心して生活できる地域づくりを推進する。

援助を必要とする高齢者、障がい者、子どもなどが増加する中、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会や民生児童委員協議会、行政区、ボランティア団体などを中心に、町民みんなで支え合いができる福祉を確立する。また、障がいに対する理解を深め、就労や生きがい活動の支援に努める。介護保険などの社会保障や社会復帰を図ろうとする人を支える更正保護の充実を図ることにより、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する。

ウ 利便性

町道の維持改良、安全な通学路の整備などに取り組むとともに、常磐自動車道の4車線化や国県道改良を要望し、移動の円滑化などを推進する。また、高速バスストップのバス利用促進や町民のニーズに応じた町内公共交通の利便性の向上、見直しを図る。

節電や節水による省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの利活用を図るほか、ゴミになるものを減らす、繰り返し使う、分別をして再生するなどゴミ減量化への取り組みにより地球温暖化防止を推進する。下水道の接続や合併浄化槽の設置の推進、新規立地工場との公害防止協定締結など、地域環境の保全に関して関係機関との連携を図る。また、町、県、警察との連携による不法投棄対策とともに、道路・河川愛護活動など、地域による環境美化の支援を行う。

国のデジタル田園都市国家構想や県のデジタル実装の取り組みを踏まえ、各種申請や本人確認のオンライン化を進め、行政サービスの効率化と利便性を高める。町ホームページやSNSなどを活用し、迅速に情報発信するよう取り組む。

時代に即した行政サービスを提供できるよう、効率的・効果的な事業執行などにより、持続可能な行財政運営を行う。

エ 快適性

交通利便性の高い駅周辺地区から自然豊かな集落まで、地域特性に応じて生活環境の充実を図るとともに、町営住宅や空き家・空き地の情報提供、空き家の活用、宅地化など住まいについて様々な支援を行い、若者世代を中心とした町内への新たな移住・定住を促進する。また、関係団体などとの連携により就労支援や若者の出会いの場の創出、子育て環境の充実に取り組む。

保水能力の高い水源かん養や山地災害を防ぐ機能などを持つ森林環境の適正な保全とともに、森林環境学習の促進に取り組む。公園や緑地などは、町民などが憩い、交流・活動する場として拠点性を有しており、本町の大きな魅力であることから、適切な管理・運営を行う。

本町が持つ豊かな自然に加え、震災後に整備された運動・交流施設や防災緑地公園、観光ルートなどの魅力ある資源を活かし、イベント開催や広域観光について多様な主体と連携し取り組む。また、町内外への情報発信の充実に努め、交流の活発化を図る。

医療費や保育・幼児教育などの子育てに係る負担の軽減、児童館での親子交流活動や育児相談事業に取り組むとともに、母子保健と児童福祉に関する一体的な支援機能であるこども家庭センターを設置し、妊娠・出産・育児への不安の解消をサポートする。また、小学生の留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブ、児童館の運営により、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。

自立・協働・創造に向けた主体的な学びを実現するため、ICTを活用した教育に取り組み、コミュニケーション能力の育成と社会を生き抜く力を養う。小学生は、家庭学習用問題集「ち・か・ら」「鹿狼山」の配付による学習習慣の確立、中学生では、進路実現や弱点克服に向けた「新地町トライ塾」の開催など、家庭との連携による教育力の向上を図る。食育を通して地域人材の協力の下で、安全・安心に基づいた地場産品を活用した食育講座や、健康課題の解決を図るための各校の特色に応じた取り組みなど、学校と家庭、地域、行政が連携し、子どもの心身の健全な発達を支える。

オ 文化性

町民一人ひとりが主体的に学習する生涯学習の意識向上を促進するため、各種公民館教室の充実や文化協会加盟団体等の活動支援を行うとともに、図書館などで多様化・高度化する学習要求に対応し、その成果を適切に活かすことができる地域社会づくりを推進する。また、町民が自らの手によって社会的な問題を解決し、可能性を伸ばし、生活の質を高めることでより良い生き方を実現できるよう、各種団体と連携・協力しながらボランティア活動を推進・支援する。

観海堂跡、城跡、製鉄跡、貝塚、人物などの歴史文化資源を総合的に把握し、町民に周知することで、その価値の共有や郷土への誇りと愛着を育む。町民が生涯にわたり、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、スポーツ推進員と連携して心身の健康と交流を図る生涯スポーツの普及啓発に努める。また、スポーツ協会加盟団体等の活動支援や競技スポーツへの支援を継続して行う。さらに、各種大会の開催などを、関係者及び各種団体と連携して行う。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備を計画的に実施し、町土の保全や水資源のかん養などの公益的機能が十分発揮でき、さらに里山の生態系が将来も維持されるよう、山地・里山の育成・保全を図るとともに、そのための森林環境学習を学校ならびに生涯学習のなかで取り組んでいく。

また、町民の憩いの場として、また観光資源として、キャンプや農林業体験の場として山地・里山の活用についても検討し、その魅力を発信していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

これまでの鳥獣被害対策は、有害鳥獣捕獲隊の銃器・箱わなによる捕獲を中心としてきたが、捕獲隊員の減少や高齢化により、イノシシやニホンザル、ツキノワグマをはじめとする有害鳥獣の生息数増加に対応するのが難しい状況であるため、住民からの通報などを整理し、効率的な捕獲活動を行い、被害防止に努める。

また、電気柵等の防護柵の設置を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた取り組みを行い、鳥獣被害を受けにくい地域づくりを目指す。

なお、捕獲については、本町及び福島県の鳥獣被害対策の方針に基づき実施していく。

第9 付図

別 添

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 土地利用計画図 | (付図 1 号) |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図 2 号) |
| 3 農用地等保全整備計画図 | (付図 3 号) |